

2024年7月15日発行

一人一人からの自給

食料・農業・農村基本法改正案は5月29日に可決・成立した。穀物の需給ひっ迫が続く中で、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、穀物のみならず諸資材全般の価格が高騰し、食料安全保障に対する不安が高まったことが基本法見直しのトリガーとなり検討が始まったものである。

食料安全保障を確保していくためには、普段からの食料自給率向上が必須となる。しかしながら改正案は、食料安全保障について強調されているものの、その前提となる食料自給率向上の文言は限られ、不安は拭えない。

これまでのような、いつでも安い輸入品が購入できるといふ情勢ではなく、消費者もベランダでのプランター栽培や体験農園等も含めて、少しでも自給に取り組み、自給の度合いを高めていくことが求められている。そして生産者ともつながって、地産地消や地域自給圏づくりを推進していくことが

必須の情勢にあるといえる。

お金ではなく収穫物をいただく

先日、労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の小農・森林ワーカーズ全国展開推進研修会が愛知県で開かれ、これに参加して

障害者の時給や労働効率、言い換えればお金の換算して考えると農業はやれない。お金ではなく、働いてできた収穫物をいただくことを基本にしたら農業が回るようになった」とのお話である。障害児はサツマイモを作っても時給は50

時給を読む

時代が求める 自給や物々交換

農的デザイン研究所代表 蔦谷 栄一

きた。この中で農福連携に取り組んでいる無門福祉会・事務局長で一般社団法人・農福連携自然栽培パーティー全国協議会の理事長でもある磯部竜太さんのお話を聞く機会を得た。特に印象的だったのが、「農福連携に取り組んでみて、

円にしかないが、収穫物をもたせて、これを販売したら2万円になったこともあったという。これは農福連携での話ではあるが、一般の農業にとっても大きな示唆を与えているように思う。すなわちお金・貨幣を介しての

販売しかありえないと考えられている世の中で、農福連携の現場での話とはいえ、現に贈与あるいは物々交換することによって成り立つ世界もあることを示している。

イタリアの物々交換運動

今回の改正基本法には合理的な価格の形成が盛り込まれたが、市場原理に基づく自由貿易体制の下での合理的価格の形成は容易ではない。EUではそれ故に所得補償を採用したというのが実情だ。今回改正で所得補償をわが国で実現していく可能性は遠のき、日本農業は困難の度を増すことが懸念されてならない。

イタリアのマルケ州のワイン農家を訪れた際、自分では作らない生ハムはワインと交換して調達するなど、物々交換運動を推進していた。先の磯部さんの話をも参考にして、日本でも市場経済を超えて物々交換や贈与を大きく取り入れていくのも一手ではないか。現場だからこそ開き得る活路となるかもしれない。発想の転換も必要だ。